

京都教育大学人事委員会規程

平成16年 4月 1日 制定
令和 4年 4月11日 最終改正

(設置)

第1条 京都教育大学教育学部・教育学研究科教授会規程第8条の規定に基づき、人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、教授会構成員の互選により選出された教授4名をもって組織し、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、引き続き再選されることができない。

(所掌事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 大学教員の採用及び昇任に関する事項
- 二 大学教員の資格に関する事項
- 三 名誉教授の選考に関する事項
- 四 その他大学教員の人事に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

(副委員長)

第6条 委員会に副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員会の招集)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、委員会を招集しようとするときは、あらかじめ学長に連絡しなければならない。学長は、委員会に出席するのを原則とする。

(関係教員の意見の聴取)

第8条 委員会は、第4条第一号及び第四号に掲げる事項を審査するときは、当該学科並びに関係講座の教員の出席を求め、その意見を聴取しなければならない。

(資格審査に関する会議)

第9条 委員会は、第4条第二号に掲げる事項を審査するときは、各専攻及び専修から選出された大学院教育学研究科担当教員を加えた資格審査に関する会議を設けるものとする。

2 資格審査に関する会議に関する規程は、別に定める。

(運営)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の審査手続及び運営に関し必要な事項は、

委員会の議により定める。

(事務)

第11条 委員会に関する事務は、総務・企画課において処理する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月30日から施行し、平成25年8月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第2号)

- 1 この規程は、令和4年4月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 本学教職員就業規則を適用し、かつ教育学部・教育学研究科に所属しない大学院連合教職実践研究科の教員に関する第4条第一号及び第四号に掲げる事項を審査するときは、第8条の規程に関わらず、大学院連合教職実践研究科担当教員の出席を求め、その意見を聴取しなければならない。